

令和7年第1回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和7年1月16日(木) 午後2時00分～午後3時23分 浜松市役所 8階 全員協議会室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 22名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、島英雄⑩、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒、鈴木要㉓、高林美智代㉔

欠席委員 2名

袴田博子⑨、内山進吾⑪

事務局職員 13名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、渡邊光二、青木善敬、加藤裕、笠原直人、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 2人

4 議事内容

(1) 審議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 第4号議案 | 非農地証明について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について |

(2) 報告事項

- | | |
|------|------------------------------|
| 報第1号 | 農地法第41条第1項に基づく通知について |
| 報第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報第3号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報第4号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報第5号 | 買受適格証明願について(5条届出競売) |
| 報第6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報第7号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について |

報第 8 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 皆様、こんにちは。本年もどうぞよろしくお願いします。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、只今から令和7年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ現段階で21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号9番袴田博子委員、議席番号11番内山進吾委員となります。なお、議席番号23番の鈴木要委員から多少遅れるとのご連絡をいただいています。
また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ごあいさつに続いて開会宣告をお願いいたします。
会長 皆さん改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。今年巳年ということで、脱皮しさらに前に進んでいくということで、浜松市農業委員会もさらに前進して、皆さんの手で盛り上げていただきたいと思います。

そして、今年の目標というものを立てました。まず、耕作放棄地を少しでもなくす。それから、農地パトロールにより耕作放棄地になるであろう場所を見つけて、その前に隣の畑、またはその地区の人に繋げていく、紹介していくということ。また、空き家対策としまして、地区に空き家があった場合は、そこも紹介しながら、うまい活用方法を皆さんで考えていくということも、これからは農業委員として必要なことではないのかなと思います。

また、昨年、新役員に変わりまして、会長、副会長そして幹事長と、三役体制で行うこととなりました。幹事会というのがありまして、今までは6名でやっておりましたが、2名増員して8名体制で行うこととしました。なぜ2名増員したかということ、皆さんから幅広い意見を聞くために増員しました。幹事長の主な仕事としましては、正副会長そして事務局、そして農業委員との調整役ということで、農業委員会がスムーズに進行できるように働いてもらうということで、大変重要な役でありますので、三役ということでお願いしたいと思います。

また、農協との関係も農業委員会として必要ではないかということで、三役で相談しまして、各農協、三ヶ日町農協、遠州中央農協、とびあ農協、とびあ農協に対しては、足立委員が元部長でいたということもあって、足立委員にも同席していただき、三役で対応させていただき、農協ともこれから手を組んでいきたいと思います、こういうことって本当に大事だね、と組合長ほかトップの方たちもおっしゃっていただき、続けていきたいことだと思います。

浜松市議とのつながりもつくってこうということで、まず自民党の役員の方との懇親会を行いました。また、その後自民党はじめ各党派すべての会派に三役と事務局、鈴木局長と齊藤課長補佐にも同席していただき、一緒に回りました。

そして、長田副市長は浜松土地改良区の理事長ということでありますので、三役と事務局で行ってあいさつに行ってきました。中野市長とは、今日、新年会に出席していただいて、時間の許す限り、30分くらいかと思いますが、一緒に新年会に参加していただくということになっておりますので、ぜひ皆さんも市長と話をしていただきたいと思います。

ます。

また、さらにですね、浜松の農業を魅力ある、そして稼げる農業、この全国6位の産出高をあげる農業をさらに発展させるために、ここにお集りの皆さんのご尽力がどうしても必要になってまいります。これからも、さらに浜松市農業委員会、皆さんの手で盛り上げていただきたいと思います。新年を迎えまして、私のあいさつとさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。

局長 それでは、只今から、令和7年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

議長 それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号16番の平野和重委員、議席番号17番の森島倫生委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

斎藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号1番外41件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が21件、贈与に係る案件が6件、貸借に係る案件が6件、区分地上権に係る案件が9件でございます。

また、新規の方は9件です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのご報告をいただいております。

続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのこと報告をいただいております。

続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、全件問題ありませんが、 の案件と の案件につきましては、厳しく指導させていただいたところではありますが、問題ありません。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案9ページをご覧ください。第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号1番外7件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が3件、駐車場・貸駐車場が3件、社会福祉施設が1件、店舗兼住宅が1件でございます。

また、農地区分別の内訳は、第2種農地が2件、第3種農地が6件でございます。

なお、是正案件は3番、5番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。
谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。
江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのこと報告をいただいております。

続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのこと報告をいただいております。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案11ページをご覧ください。第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号1番外94件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設が9件、自己用・共同住宅
関連が52件、事業用の建物関連が3件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への
転用が9件、太陽光発電・蓄電所が10件、営農型太陽光発電が9件、一時転用が3件
でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が16件、第1種農地が8件、
第2種農地が22件、第3種農地が49件でございます。

なお、是正案件は15番、16番、21番、51番、60番、90番、94番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による
再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案15ページ、地区「神久呂」、整理番号26番をお願いします。

の畑2筆3,609㎡について、コミュニティ広場を設けたいという申請で

ございます。申請者は、[]に所在する自治会です。現在使用している広場が借地で、隣接の河川が大雨でたびたび氾濫し、冠水する土地であることから、災害時の機能性が低いため、借地契約を解消し、自前の土地を確保し、コミュニティ広場・災害時の防災広場として整備したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地で、現在は保全管理されております。農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。代替地の検討としましては、既存の自治会館から近く、現在借りている広場と同規模の面積が確保できることを条件に検討しており、自治会館の隣地で冠水の被害がない本申請地を選定しております。本転用事業は、自治会館の駐車場、平常時の防災訓練や地域のコミュニティ広場の他、災害発生時の防災広場として活用する計画で、自治会館の利用状況、自治会の活動内容から転用面積は適当と思われます。申請地は、駐車場部分は碎石敷きとし、周囲には見切り工を設置する計画であること、排水計画は、自然浸透を基本とし、余剰雨水は道路側溝へ放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「花川」整理番号 30 番をお願いします。

[]の畑2筆 3,092 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。事業拡大に伴い、既存の事業所が手狭になっていることから、本店に近い本申請地に新たに工場を設け、本店機能を移転し、点在している施設を集約し、作業効率を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地で、現在は保全管理されております。申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り工及び植栽を設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「舞阪」、整理番号 32 番をお願いします。

[]の畑2筆 3,289 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。代替地の検討としましては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、3,000 m²前後の面積が確保できることを条件に検討しており、線路と既存の太陽光発電事業用地で分断され、周辺に営農地がない本申請地を選定して

おります。本転用事業は、440W の太陽光パネル 828 枚を設置し、発電能力が 364.32kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンスと小堰堤を設置する計画であること、雨水排水は敷地内で自然浸透を基本とし、余剰雨水については水路へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのご報告をいただいております。

続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議したところ特に問題ないとのご報告をいただいております。

続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議しました。10 件ありまして、そのうち 5 件が営農型太陽光発電の案件でした。いずれも厳しく指導させていただきながら、問題ないということにさせていただきました。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(森島委員挙手)

議 長 森島委員。

森 島 確認をさせていただきます。蓄電池の案件が出てまいりました。初めての案件でないかと思うところございまして、これからこの後、類似の案件が出てくるのではないかと、というところから、幹事長としてすべての委員の皆さん、最適化の皆さんもお見えになっていますので、確認をさせていただきたいと思います。

で取り組まれようとしている蓄電施設の認可でございます。皆さんご存じのように、バッテリーを使うということですから、電解液の取り扱いが神経質になるところもあるかと思います。このあたりについての議論を調査会の中でされていると思いますので、農業委員会全体のものとするために、改めて、電解液の取り扱いについて、議論の及んだ範囲で結構ですので、ご説明をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 事務局、説明をお願いします。

笠 原 北部グループの笠原です。調査会で電解液の取り扱いの話がありましたが、基本的には消防と協議をしているということを確認したうえで、敷地内からは電解液が漏れないという対応を必ずしてもらうということで、調査会の方は問題なく終わっています。

森 島 はい、わかりました。

議 長 他にはよろしいでしょうか。ないようですので採決いたします。
第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 4 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは議案 29 ページをご覧ください。第 4 号議案「非農地証明」について担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「水窪」、整理番号 1 番外 1 件でございます。
地区「水窪」、整理番号 1 番の申請地は昭和 12 年に住宅、昭和 57 年に倉庫、昭和 62 年に離れが建築され、宅地利用されているものです。
地区「水窪」、整理番号 2 番の申請地は耕作困難のため、昭和 42 年頃に植林されたも

のです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第4号議案「非農地証明について」は、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第5号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案31ページをご覧ください。第5号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

縣 相続税の納税猶予の特例の適用から、20年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

地区「河輪・芳川」、整理番号1番をお願いします。

被相続人は、平成16年6月19日に亡くなられた、 さん。相続人は、
 にお住いの、 さん、74歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに6,350㎡です。現地調査をした結果、水稻やキャベツが耕作されていたことを確認しました。また、現在作付けはされていないものの、農地として適正に管理されている状況を確認できましたのでその旨を税務署へ報告いたします。

次に、地区「浜名」、整理番号2番でございます。

被相続人は、平成16年6月5日に亡くなられた、 さん。相続人は、
 にお住いの、 さん、66歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに9,985㎡です。現地調査をした結果、柿、みかん等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、
第5号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第6号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案33ページをご覧ください。第6号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

河 村 第 6 号議案との関連になりますので、報第 1 号についても併せて説明いたします。

議案 37 ページをご覧ください。報第 1 号「農地法第 41 条第 1 項に基づく通知について」です。これは、所有者が不明な農地について、農地中間管理機構が公的に借り上げ、耕作者に貸し出す制度、いわゆる所有者不明農地制度です。所有者不明農地制度は、平成 30 年に制度化、令和 4 年に改正され、現在に至っています。当市としては初めての案件となりますので制度からご説明いたします。

別紙参考資料(報第 1 号関係)をご覧ください。

以下、農地法で定められている流れになります。

手続きは二段階構成で、緑部分が農業委員会による探索調査の手続き、ピンクが知事による裁定の手続きとなっています。まず、農業者自身の調査で所有者がわからなかった農地について、①借受けしたい農業者が農業委員会へ申し出、②農業委員会が農地中間管理機構(静岡県では県の農業振興公社)と、公的に借り上げすべき農地であるかの協議、③農業委員会で登記簿、住民票、戸籍謄本、必要であれば他都市へ戸籍の公用請求をして、登記所有者について探索調査を行います。探索調査により所有者が判明したら簡易書留で通知をします。④、③の探索調査で見つからなかった場合は、国や市のホームページ等にて公示を行い広く周知調査します。③、④の結果、所有者が見つからなかった場合は「所有者不明土地」として⑤今回、総会報告を経て、⑥報第 1 号の「農地法第 41 条第 1 項に基づく通知について」により「所有者不明土地」であることを農業委員会から農地中間管理機構に通知します。その後、⑦通知を受け取った機構が県知事に「所有者不明土地」として借り上げて良いかの裁定を申請、⑧県知事は裁定申請があったことを公告により広く知らせ、⑨県農業会議の意見を聞いて、⑩県知事の裁定により「所有者不明土地」として、公的に借り上げすることが決定します。なお、浜松市では当該県知事の事務が権限移譲されているため、⑦から⑩の県知事の事務は浜松市長が行います。「所有者不明土地」として借り上げが決定した後の公社から耕作者への転貸については、通常の転貸手続きにより行われます。⑪の申請にあたり、その 1 か月前に促進計画案、いわゆる転貸計画を農業委員会の意見を聞いて市が公社に提出が必要となり、この後、説明する第 6 号議案の農用地利用集積等促進計画(案)に当該物件が含まれます。

下の参考の部分です。今回の貸借については申し出者の意向により 10 年間の貸借ですが、この制度による所有者不明農地の貸借期間は最大 40 年まで設定可能です。賃借料は、周辺の貸借実績等を参考に機構が決定し、機構は貸借期間内の賃借料をまとめて法務局に供託します。例えば 10 年貸借なら 10 年分の賃借料をまとめて機構が法務局に供託します。耕作者は毎年の賃借料を機構に支払っていく、という形になります。

それでは議案 37 ページをご覧ください。報第 1 号「農地法第 41 条第 1 項に基づく通知について」です。

今回は[]の畑 1 筆、[]の田外 1 筆計 3 筆について借り受けを希望している農業者の申し出により、所有者探索、公示の結果、所有者が判明しなかった旨について農地中間管理機構である静岡県農業振興公社に通知するものです。この後、説明する第 6 号議案の農用地利用集積等促進計画(案)に当該物

件の転貸計画が含まれます。報第1号「農地法第41条第1項に基づく通知について」の報告は以上です。引き続き第6号議案に移ります。

村 松 それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願いいたします。
議 長 それでは、■が該当する案件がありますので、退室します。進行を副会長の水崎委員にお願いします。

(■委員退室)

水 崎 それでは、事務局から説明をお願いします。

村 松 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

法改正前の制度である、令和6年度第10回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和7年1月20日となります。

2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計370筆、318,188.43㎡の内訳でございます。

今月は、長上地区での12筆をはじめとして、計24地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから35ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、37ページから39ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番から3番をご覧ください。■です。代表取締役の■さんが、■に設立した、■を目的とした法人です。■外2筆の畑、計3,304㎡を借り受け、栗の栽培を予定しております。

1ページの4番、5番をご覧ください。■さんです。■で農業を学び、今回の申請に至りました。■外1筆の畑、計871㎡を借り受け、エシヤレットの栽培を予定しております。

12ページの27番、28番をご覧ください。■さんです。■で農業を学び、今回の申請に至りました。■外1筆の畑、計414㎡を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、11ページから12ページの26番、21ページから27ページ、31ページの1番から5番、33ページから35ページの1番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が126筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載しております。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に41ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成

立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が 46 筆ございます。なお、先ほど報第 1 号で報告しました案件は、57 ページ、59 ページになります。

説明は以上でございます。

水 崎 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(意見なし)

水 崎 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

水 崎 それでは、ご意見等もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

水 崎 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、■■■■委員はご入室をお願いします。

(■■■■委員入室)

議 長 次に、報告事項の第 1 号から第 8 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 35 ページをご覧ください。報告事項につきましては、先ほどご説明しました報第 1 号をはじめ、一覧のとおりでございます。報告は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

鈴木 緑 ・全国農業新聞の購読状況について

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第 1 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

(傍聴者退室)

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

河 村 ・「地域計画（案）への意見提出について」

・「新貸借制度にかかる農業委員会の取扱い事務について」

齋 藤 ・西部地区農業委員会研修会

日時 令和 7 年 1 月 23 日（木） 午後 2 時から

場所 可美公園総合センター ホール

・令和 7 年第 2 回農業委員会総会

日時 令和 7 年 2 月 14 日（金） 午後 2 時 30 分から

場所 北行政センター 3 階 31・32 会議室

・令和 7 年農業委員会会議予定

・新年親睦会について

閉会時間 午後 3 時 23 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員